

双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

双葉町長

伊澤史朗

双葉町条例第 1 8 号

双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（平成 2 5 年双葉町条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 3 7 条第 1 項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 9 6 条の規定による改正前の法（以下「旧復興特区法」という。）第 3 7 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第 4 3 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 2 3 年総務省令第 1 6 8 号）第 1 条第 1 号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）」を「令和 8 年 3 月 3 1 日（所得税法等改正法附則第 7 2 条第 1 項又は第 8 0 条第 1 項の規定によりなおその効力を有する所得税法等改正法第 1 1 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下「旧震災特例法」という。）第 1 0 条又は第 1 7 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、令和 1 0 年 3 月 3 1 日）までの間に、旧震災特例法第 1 0 条第 1 項、

第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設」という。）」に、「法第 37 条第 1 項又は法第 39 条第 1 項」を「旧復興特区法第 37 条第 1 項又は旧復興特区法第 39 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。